

障害福祉サービス事業（障害者支援施設ひだまり）運営規程

（令和7年3月18日 晃和会例330号）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人晃和会が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障害福祉サービス事業（障害者支援施設ひだまり）（以下「事業所」という。）において、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、従業者が当該事業所の支給決定を受けた利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定生活介護及び指定自立訓練（機能訓練）（以下「指定障害福祉サービス」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、保護並びにその更正に必要な指導及び訓練を適切に行うものとする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって指定障害福祉サービスを提供するよう努めるものとする。

3 事業所は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障害者支援施設や指定障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 事業所は、「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）に定める内容のほか、関係法令を遵守し、指定障害福祉サービスを実施するものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 事業所は、指定生活介護及び指定自立訓練（機能訓練）を提供するに当たっては、必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 指定障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 障害者支援施設ひだまり

(2) 所在地 秋田県秋田市東通仲町4番1号

（実施する指定障害福祉サービスの種類）

第4条 事業所が実施する指定障害福祉サービスの種類は、次のとおりとする。

(1) 生活介護事業

(2) 自立訓練（機能訓練）事業

(指定障害福祉サービスの種類ごとの従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する指定障害福祉サービスの種類ごとの従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

【事業全体】

(1)管理者 1名

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定障害福祉サービスの実施に関し、従業者に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。

(2)サービス管理責任者 1名以上

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

【生活介護事業】

(3)医師 1名(嘱託)

医師は、利用者のコンサルト並びに健康管理を担当する。

(4)看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の看護並びに健康管理を担当する。

(5)生活支援員 2名以上

生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。

(6)機能訓練指導員(看護師兼務)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

【自立訓練(機能訓練)事業】

(3)生活支援員 1名以上

生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。

(4)機能訓練指導員(看護師兼務)

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。

(2)営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業所の行事その他、管理者が必要と認めたときは、この限りではない。

(指定障害福祉サービスの種類ごとの定員)

第7条 事業所の指定障害福祉サービスの種類ごとの定員は、次のとおりとする。

(1)生活介護事業 14名

(2)自立訓練(機能訓練)事業 6名

(利用者に提供する指定障害福祉サービスの種類ごとの内容)

第8条 事業所が利用者に提供する指定障害福祉サービスの種類ごとの内容は、次のとおりとする。

(1)生活介護事業

常に介護を必要とする障害者に食事、排泄の介助等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

(2) 自立訓練（機能訓練）事業

身体障害者に対し、地域生活を営むことができるよう、日常生活能力の向上を図り、サービス提供機関との連絡調整を行う等の支援を行う。

(指定障害福祉サービスの種類ごとの主たる対象とする障害の種類)

第9条 事業所の指定障害福祉サービスの種類ごとの主たる対象とする障害の種類は、次のとおりとする。

(1) 生活介護事業 知的障害者、身体障害者

(2) 自立訓練（機能訓練）事業 身体障害者

(内容及び手続きの説明及び同意)

第10条 事業所は、利用者の障害の特性に配慮しつつ、指定障害福祉サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ利用者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定障害福祉サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(契約支給量の報告等)

第11条 事業所は、指定障害福祉サービスを提供するときは、当該指定障害福祉サービスの内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定障害福祉サービスの量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載するものとし、事業所は、指定障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を援護の実施者たる市町村に対し遅滞なく報告するものとする。

2 事業所は、利用者の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告するものとする。

3 事業所は、受給者証記載事項に変更があった場合は援護の実施者たる市町村に報告するものとする。

(提供拒否の禁止)

第12条 事業所は、正当な理由なく指定障害福祉サービスの提供を拒んではならないものとする。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第13条 事業所は、指定障害福祉サービスの利用について市町村又は指定相談支援事業者が行うあっせん、調整及び要請並びに都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第14条 通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）は、秋田市全域とする。

2 通常の事業の実施地域以外の利用希望者に対し、実施する場合もあるものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第15条 事業所は、指定障害福祉サービスの通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込に対し、自ら適切な指定障害福祉サービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害福祉サービス提供事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第16条 事業所は、指定障害福祉サービスの提供を求められた場合は、当該障害者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等サービス提供に必要な事項を確かめるものとする。

(介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助)

第17条 事業所は、指定障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない障害者から利用の申込があった場合は、その障害者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 事業所は、指定障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第18条 事業所は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、提供に先立ち、家族及び市町村等に利用者の状況を必要に応じ確認することとする。

(サービスの提供の記録)

第19条 事業所は、指定障害福祉サービスを提供した際は、当該指定障害福祉サービスの提供日、内容その他必要な事項を指定障害福祉サービスの提供の都度、記録するものとする。

2 事業所は、記録に際しては、利用者から指定障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けるものとする。

(利用者から受領する費用及びその額)

第20条 事業所は、指定障害福祉サービスを提供した際は、利用者から、市町村が定める負担上限月額(障害者総合支援法施行令〔平成18年政令第10号〕第17条第1項に規定する負担上限月額をいう。以下同じ。)の範囲内において、当該指定障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定障害福祉サービスを提供した際は、利用者から、前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 利用料及びその他の費用の金額は、「障害者支援施設ひだまり 重要事項説明書」に掲げるとおりとする。

(事業所が利用者に求めることができる金銭の支払の範囲及びその額)

第21条 事業所は、指定障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けるものとする。

- (1) 食事（昼食＋おやつ）
- (2) 指定生活介護における創作的活動又は生産活動に係る材料費
- (3) 日用品費
- (4) その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 事業所は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者の同意を得るものとする。

3 事業所は、第1項及び第20条第1項から第2項に係る費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第22条 事業所は、利用者が同一の月に他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスの額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとし、この場合において利用者負担額等合計額が負担上限月額を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者へ通知するものとする。

(介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等)

第23条 事業所は、法定代理受領により市町村から指定障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、利用者に対しその額を通知するものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定障害福祉サービスの内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付するものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第24条 利用者は、サービスの利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 秩序に従って相互の親睦を深めること。
- (2) 配慮すべき健康状態、感染症の有無等について報告すること。
- (3) 利用申込書に必要事項を記入するとともに緊急連絡事項発生時、連絡が必ずつくように連絡体制を整えておくこと。
- (4) 身上に関する重要な事項が生じたときは、速やかに事業所に届け出ること。

(事業所内禁止行為)

第25条 事業所内では、次の行為を禁止するものとする。

- (1) 宗教や習慣の相違等で他の利用者を排撃し、又は自己の利益のために他の利用者の自由を侵すこ

と。

- (2) 喧嘩若しくは口論をなし、泥酔又は楽器等の音を大きく出して静穏を乱し、他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 指定した場所以外で火気を用い、又は事業所内で喫煙すること。
- (4) 故意に事業所若しくは物品に危害を加え、又はこれらを事業所外に持ち出すこと。
- (5) 金銭又は物品の頼みごとをすること。
- (6) 他の利用者の権利を尊重せずに多大な迷惑や害を及ぼす等、事業所内の秩序や風紀を乱し、又は安全衛生に害を及ぼすこと。
- (7) 無断で物品の位置、又は形状を変えること。

(個別支援計画の作成等)

第26条 サービス管理責任者は、法の定めに従い、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、定期的なモニタリングを実施するものとする。

- 2 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議（利用者に対する指定障害福祉サービスの提供に当たるサービスの担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する個別支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

(相談及び援助)

第27条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこととする。

- 2 事業所は、利用者が当該指定障害福祉サービス以外において昼間における指定障害福祉サービスの利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整に必要な支援を実施するものとする。

(介 護)

第28条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 事業所は、介護を行うに当たっては、常に1人以上の生活支援員を介護に従事するものとする。
- 3 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならないものとする。

(訓 練)

第29条 訓練は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 事業所は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、地域生活を営むことができるようになるため、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行うものとする。
- 3 事業所は、訓練を行うに当たっては、常に1人以上の生活支援員を訓練に従事させるものとする。
- 4 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならないものとする。

(生産活動)

第30条 事業所は、指定生活介護における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況を考慮しつつ、利用者の心身の状況や意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて行うように努めるものとする。

2 事業所は、指定生活介護における生産活動の実施に当たっては、安全、利用者への負担、効率等を配慮し行うものとする。

(工賃の支払)

第31条 事業所は、指定生活介護において、生産活動に従事している者に、当該指定生活介護の事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

第32条 事業所は、障害者の職場への定着を促進するため、事業所が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努める。

2 事業所は、事業所が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努める。

(食 事)

第33条 事業所は、利用者に対して食事の提供を行うものとする。

2 事業所は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ利用者に対してその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得るとともに、利用者の身体の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に行うものとする。

3 事業所は、利用者の年齢や障害の特性によって、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。

(健康管理等)

第34条 事業所は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。

2 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(非常災害対策)

第35条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画をたて、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するものとする。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第36条 事業所の従業者は、現に指定障害福祉サービスの提供を行っているときに、利用者に病状等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じるものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第37条 事業所は、指定障害福祉サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を当該利用者の援護実施者である市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに指定障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状況を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(身体拘束の禁止)

第38条 事業所は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならないこととする。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止のための措置)

第39条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(勤務体制の確保等)

第40条 事業所は、利用者に対し、適切な指定障害福祉サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 事業所は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(定員の遵守)

第41条 事業所は、提供する指定障害福祉サービスの定員を超えてサービスの提供を行ってはならないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(衛生管理等)

第42条 事業所は、利用者の使用する設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(協力医療機関等)

第43条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を定めるものとする。

協力医療機関名 秋田赤十字病院

(掲 示)

第44条 事業所は、事業所の見やすい場所に運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、指定障害福祉サービスの種類ごとの主たる対象とする障害の種類その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

2 事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(秘密保持等)

第45条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

2 事業所は、事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。

3 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかなければならないものとする。

(情報の提供等)

第46条 事業所は、当該事業所を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、事業所が実施する事業内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならないものとする。

2 事業所は、広告をする場合には、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならないものとする。

(利益供与等の禁止)

第47条 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の指定障害福祉サービス事業者等又はその従業

者に対し、利用者に対して当該事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。

- 2 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の指定障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならないものとする。

(苦情解決)

第48条 事業所は、その提供した指定障害福祉サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。

- 2 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(地域との連携等)

第49条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

- 2 事業所は、その運営に当たっては、市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第50条 事業所は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、事故の状況や事故に際してとった処置等を、都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じるとともに、書面として記録するものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないものとする。

(業務継続計画の策定等)

第51条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(職場におけるハラスメント)

第52条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(経理の区分)

第53条 事業所は、実施する指定障害福祉サービスの種類ごとに経理区分を設けなければならないものとする。

(記録の整備)

第54条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定障害福祉サービスを提供した日から5年間保存しなければならないものとする。

- (1) 第19条に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録
- (2) 第26条に規定する個別支援計画
- (3) 第36条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第37条に規定する身体拘束等に係る記録
- (5) 第47条に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第49条に規定する事故の状況や事故に際してとった処置等についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第55条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人晃和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成19年4月1日より施行する。

附則 この規程は、平成25年6月1日より施行する。

附則 この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附則 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。